

杉並区地域防災計画〔風水害編〕の修正について

近年、各地で発生した台風や洪水等による風水害や土砂災害を踏まえて実施された水防法の改正や、避難勧告等に関するガイドラインの改定、東京都水防計画の修正等に対応し、杉並区における風水害対策を着実に実行するため、杉並区地域防災計画〔風水害編〕を見直し、修正することとしました。

なお、修正方針については、平成31年1月開催の第1回杉並区防災会議にて、ご承認いただきました。現在、素案を策定し、各防災会議委員及び関係機関等に意見照会を実施しておりますので、ご報告いたします。

1 背景と目的

杉並区地域防災計画〔風水害編〕（平成27年修正）策定後に行われた法改正や国、都及び区における最新の検討結果等を踏まえ、計画を修正する。【資料1】

2 修正の方針及び主な修正項目等

【資料1】及び【資料2】のとおり。

3 修正にあたっての留意事項

(1) 洪水ハザードマップについては、近年、集中豪雨による水害発生リスクが高まっていること、また、区民の水害に対する備えに重要な役割を担うことから、早期に改定し、次年度の出水期前までに区民に周知するよう改定作業を進めることとする【資料3】

(2) 水防法等の改正により、区では洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に施設名称等を公表することとなる。また、想定最大規模の降雨の見直しにより、避難者数の増加が見込まれることから、現行の避難所の見直しを図るものとする。【資料4】

4 今後のスケジュール

平成31年3月27日	杉並区防災会議に諮問
4月	洪水ハザードマップ公表・周知
6月	災害対策特別委員会に報告
	杉並区地域防災計画【風水害編】の配布

【配布資料】

- 杉並区地域防災計画〔風水害編〕（平成 31 年修正）の修正方針 資料 1
- 杉並区地域防災計画〔風水害編〕（平成 31 年修正）（主な修正項目） 資料 2
- 神田川流域・城南地区河川流域浸水予想区域図 資料 2 別紙 1
- 要配慮者利用施設の分布図 資料 2 別紙 2
- 避難所見直し全体配置図 資料 2 別紙 3
- 洪水ハザードマップの改定について 資料 3
- 杉並区地域防災計画（風水害編）平成 31 年修正に伴う
要配慮者施設の選定及び避難所見直しについて 資料 4

杉並区地域防災計画 [風水害編] (平成 31 年修正)の修正方針

1 背景と目的

杉並区地域防災計画 [風水害編] (平成 27 年修正) 策定後に行われた法改正や国、都及び区における最新の検討結果等を踏まえ、計画を修正する。

○災害対策基本法の改正 (H27・H30 改正)

(災害廃棄物対策の強化、円滑な相互応援の実施のための措置)

○防災基本計画の修正 (H27～30 修正)

(最近の制度改正・法改正、最近の災害対応の教訓を踏まえた修正等)

○水防法の改正 (H27・H29 改正)

(想定し得る最大規模降雨への変更)
(洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等)

○土砂災害防止法の改正 (H29 改正)

(土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等)

○避難勧告等に関するガイドラインの改定 (H29 改定)

(避難準備情報の名称変更、避難勧告発令基準の考え方等)

○セーフ シティ東京防災プランの策定 (H30 策定)

(地震や風水害等の発災時に懸念される事態及びその事態に対応した取組の明確化)

○東京都水防計画の修正 (H27～30 修正)

(水防法[H27・H30 改正]の対応、気象情報の種類と発表基準の変更等)

○杉並区総合計画及び実行計画 (H31 改定)

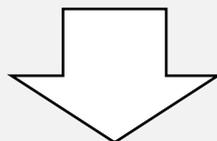
(杉並区基本構想の実現、区議会及び区民の意見を踏まえた改定、31 年～33 年計画)

○区における要配慮者利用施設、避難所の選定

(洪水浸水想定区域等に所在する要配慮者利用施設の選定及び避難所の見直し)

○杉並区地域防災計画 (平成 27 年修正)

策定後の東京都からの意見について反映



近年の台風や洪水等による風水害や土砂災害を踏まえて実施された水防法の改正、避難勧告等に関するガイドラインの改定、東京都水防計画の修正等に対応し、杉並区における風水害対策を着実に実行するため、**杉並区地域防災計画 [風水害編] を見直し、修正する。**

2 修正の概要

主要な修正項目

浸水対策の強化

- ・ 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域への見直し
- ・ 洪水ハザードマップの作成及び公表
- ・ 洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者への対策

土砂災害対策の強化

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成及び公表
- ・ 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者への対策

避難者対策の強化

- ・ 要配慮者利用施設への対策
- ・ 避難所の見直し

情報収集と連絡体制の強化

- ・ 避難勧告等に関するガイドラインの運用
- ・ 避難勧告等の発令基準の改善
- ・ 災害時要配慮者利用施設に対する伝達体制の構築
- ・ 防災気象情報の改善
- ・ 水位周知河川における氾濫危険情報の追加

3 修正項目詳細内容（各項目におけるページ表記については、資料2の該当ページ）

(1) 浸水対策の強化

○想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域への見直し（H27 水防法改正）【修正】 P 1

平成 27 年の改正により、洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充する。

○洪水ハザードマップの作成及び公表（H27 水防法改正）【修正】 P 1

想定し得る最大規模の降雨に変更された神田川流域及び城南地区河川流域の浸水予想区域図を活用した洪水ハードマップの作成・公表について追加する。

＜洪水ハザードマップに関する手続き＞

- ①H27 水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充
- ②神田川流域浸水予想区域図の公表（H30. 3. 30 東京都知事が公表）
- ③城南地区河川流域浸水予想区域図の公表（H30. 12. 20 東京都知事が公表）
- ④区地域防災計画に浸水予想区域ごとに洪水予報等の伝達など必要事項を記載
- ⑤洪水ハザードマップの作成（区市町村長が作成：H30. 12～作成開始）（避難所見直し反映）
- ⑥区民へ洪水ハザードマップの周知（区市町村長で配布・周知：H31. 4～配布予定）

○洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者への対策（H29 水防法改正）【新規】 P 1～2

洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の選定・名称等の公表、施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関する義務化等について追加する。

(2) 土砂災害対策の強化

○土砂災害警戒区域等の指定（土砂災害防止法）【新規】 P 3

平成 30 年 1 月 30 日に東京都が指定した土砂災害警戒区域等のうち、区内 7 箇所を追加する。

○土砂災害ハザードマップの作成及び公表（土砂災害防止法）【新規】 P 3

指定を受けた土砂災害警戒区域等に基づいて土砂災害ハザードマップを作成（30 年度作成済）し、警戒避難を確保する上で必要な事項等の周知について追加する。

○土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者への対策（H29 土砂災害防止法改正）【新規】 P 3～4

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の選定・名称等の公表、施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関する義務化等について追加する。

(3) 避難者対策の強化

○災害時要配慮者利用施設への対策

(H29 水防法改正 H29 土砂災害防止法改正)【新規】(再掲) **P5~7**

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の選定・名称等の公表、施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関する義務化等について追加する。

○避難所の見直し(災害対策基本法)【修正】 **P8~10**

想定し得る最大規模の降雨に変更された浸水予想区域図を基に、適正な避難所配置を行い記載・周知する。(※洪水ハザードマップ等による周知)

(4) 情報収集と連絡体制の強化

○避難勧告等に関するガイドラインの運用

(H27 避難勧告等ガイドライン改正)【修正】 **P21~22**

避難情報の名称を「避難準備情報、避難勧告、避難指示」から「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」に変更する。

○避難勧告等の発令基準の改善(H29 避難勧告等ガイドライン改正)【修正】 **P22~29**

避難勧告等について、地域の実情に応じた発令基準が作成できるように改善する。

○災害時要配慮者の避難の実効性を高める対策(H29 避難勧告等ガイドライン改正)【新規】 **P20**

災害時要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、担当部署等と連携を図って、情報伝達体制を定めることについて追加する。

○防災気象情報の改善(東京都水防計画[平成30年修正])【修正】 **P11~17**

警報・注意報発表基準一覧表等(平成30年5月30日変更)に基づいて気象情報の発表基準を変更するとともに、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報(浸水害)の危険度分布等の気象庁が発表する防災情報を追加する。

○水位周知河川における氾濫危険情報等の追加及び洪水予報河川の基準水位等の見直し

(東京都水防計画[平成27年修正][平成28年修正])【修正】 **P18~20**

東京都から通知を受ける水位周知河川の氾濫危険情報、氾濫危険情報伝達系統及び発表基準水位を追加する。また、洪水予報河川の基準水位の名称、水位等を修正する。

杉並区地域防災計画[風水害編] (平成 31 年修正) (主な修正項目)

(1) 浸水対策の強化

○ 洪水ハザードマップの作成及び公表

洪水などにより浸水被害が発生する恐れのある地域において、住宅等の高床化や防水板設置を行う場合に助成を行い、家屋の浸水被害の軽減を図る。

一方で、想定される浸水の区域や程度、避難所などの情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に周知することは、水害に強い土地利用や家づくりの誘導、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

区は、平成 13 年に東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図」を基に、平成 14 年に「杉並区洪水ハザードマップ」を作成・公表した。さらに、平成 17 年 9 月の集中豪雨における降雨量をシミュレーションの対象に加えたハザードマップの改定を平成 18 年に公表した。

平成 27 年 5 月の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨に変更された「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」を活用し、「杉並区洪水ハザードマップ」を改定する。

○ 洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等

洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等は、【別冊・追補資料 45】のとおりである。

なお、洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の選定条件は、0.1m以上の浸水が想定される区域の施設で、医療機関については有床施設のみとする。

(洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設の種別と対象施設数)

施設種別	対象施設数	施設詳細
地下街等	8	駅(地下鉄)、地下自転車駐車場
医療機関	6※	病院、診療所、歯科診療所、助産所等 ※対象施設は診療所、歯科診療所、助産所を除外
高齢者施設	94	老人ホーム、介護老人福祉施設、通所介護施設、ゆうゆう館等
教育施設	23	小中学校等、図書館、その他教育施設
児童福祉施設	121	児童館、子供園、幼稚園、保育園、保育所等
障害者施設	47	障害福祉サービス施設、障害者施設
東京都所管施設等	3	教育施設、保育施設、高齢施設等
計	302	

○ 災害時要配慮者利用施設及び地下街等への措置

区は、【別冊・追補資料 45】に記載した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。

災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が、避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、当該区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が作成指示に従っていない場合、その理由を確認するとともに、正当でない場合は、その旨を公表することができる。

また、施設ごとに設備環境が異なるため、あらかじめ災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等と協議の上、洪水予報、避難勧告等の伝達方法を決定する。

○ 洪水浸水想定区域内の事業所

水防法第 15 条の 3 により、地下空間のある施設、洪水浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の措置を実施する。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、その旨を区に報告する

事業所等	地下街等 (地下空間のある施設)	災害時要配慮者利用施設
措置の義務付け	義務	努力義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 避難訓練の実施	避難確保計画の作成 避難訓練の実施
自衛水防組織の設置	設置義務あり 設置した場合、構成員を区に報告	設置した場合、構成員を区に報告

(2) 土砂災害対策の強化

○ 土砂災害警戒区域等の指定

平成30年1月30日に東京都における土砂災害警戒区域等の指定により、区内では7箇所が土砂災害警戒区域（うち、土砂災害特別警戒区域6箇所）の指定区域となった。

土砂災害防止法に基づき都知事による指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

（土砂災害警戒区域等指定一覧）

区域の所在地	区域の番号	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	巡回対応部署
高井戸東一丁目16・17番及び 高井戸東二丁目22・23番の一部	115001-K001	○	○	水害応急対策室 水防本部
高井戸東一丁目12・16番の一部	115001-K002	○	○	
堀ノ内一丁目9番の一部	115001-K003	○	×	
和泉四丁目18番の一部	115001-K004	○	○	
和泉四丁目39・40番の一部	115001-K005	○	○	
久我山二丁目16・18番の一部	115001-K006	○	○	
久我山二丁目16番の一部	115001-K007	○	○	

○ 土砂災害ハザードマップの作成及び公表

区は、指定を受けた土砂災害警戒区域等に基づいて「土砂災害ハザードマップ」を公表し、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等を区民等に周知する。

○ 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設は、下記のとおりである。

（土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧）

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	高井戸東小学校（敷地内の一部）	高井戸東1丁目12番1号

○ 災害時要配慮者利用施設への措置

区は、災害時要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が作成指示に従っていない場合、その理由を確認するとともに、正当でない場合は、その旨を公表することができる。

また、施設ごとに設備環境が異なるため、あらかじめ災害時要配慮者利用施設の管理者等と協議の上、洪水予報、避難勧告等の伝達方法を決定する。

○ 土砂災害警戒区域内の事業所

土石災害防止法第8条の2により、土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設の管理者等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務とする。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設の管理者等は、その旨を区に報告する。

(3) 避難者対策の強化

○ 洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者施設及び地下街等（再掲）

洪水浸水想定区域の災害時要配慮者利用施設及び地下街等は、【別冊・追補資料 45】のとおりである。

なお、洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者施設の選定条件は、0.1 m以上の浸水が想定される区域の施設で、医療機関については有床施設のみとする。

(洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者施設の種別と対象施設数)

施設種別	対象施設数	施設詳細
地下街等	8	駅（地下鉄）、地下自転車駐車場
医療機関	6※	病院、診療所、歯科診療所、助産所等 ※対象施設は診療所、歯科診療所、助産所を除外
高齢者施設	94	老人ホーム、介護老人福祉施設、通所介護施設、ゆうゆう館等
教育施設	23	小中学校等、図書館、その他教育施設
児童福祉施設	121	児童館、子供園、幼稚園、保育園、保育所等
障害者施設	47	障害福祉サービス施設、障害者施設
東京都所管施設等	3	教育施設、保育施設、高齢施設等
計	302	

○ 災害時要配慮者利用施設及び地下街等への措置（再掲）

区は、【別冊・追補資料 45】に記載した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。

災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が、避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、当該区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が作成指示に従っていない場合、その理由を確認するとともに、正当でない場合は、その旨を公表することができる。

また、施設ごとに設備環境が異なるため、あらかじめ災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等と協議の上、洪水予報、避難勧告等の伝達方法を決定する。

○ 洪水浸水想定区域内の事業所（再掲）

水防法第 15 条の 3 により、地下空間のある施設、洪水浸水想定区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等の措置を実施する。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、その旨を区に報告する

事業所等	<u>地下街等</u> (地下空間のある施設)	災害時要配慮者利用施設
措置の義務付け	義務	努力義務
措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 避難訓練の実施	<u>避難確保計画</u> の作成 <u>避難訓練</u> の実施
自衛水防組織の設置	設置義務あり 設置した場合、構成員を区に報告	設置した場合、構成員を区に報告

○ 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設（再掲）

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設は、下記のとおりである。

(土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧)

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	<u>高井戸東小学校（敷地内の一部）</u>	高井戸東 1 丁目 12 番 1 号

○ 災害時要配慮者利用施設への措置（再掲）

区は、災害時要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が作成指示に従っていない場合、その理由を確認するとともに、正当でない場合は、その旨を公表することができる。

また、施設ごとに設備環境が異なるため、あらかじめ要配慮者利用施設の管理者等と協議の上、洪水予報、避難勧告等の伝達方法を決定する。

○ 土砂災害警戒区域内の事業所（再掲）

土石災害防止法第8条の2により、土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設の管理者等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務とする。また、避難確保計画を作成した災害時要配慮者利用施設の管理者等は、その旨を区に報告する。

○ その他の訓練

区では都が行う「風水害凶上訓練」、「土砂災害に対する全国統一防災訓練」に参加し、風水害時の初動態勢及び応急対応の検証、情報伝達訓練等の訓練を行っている。

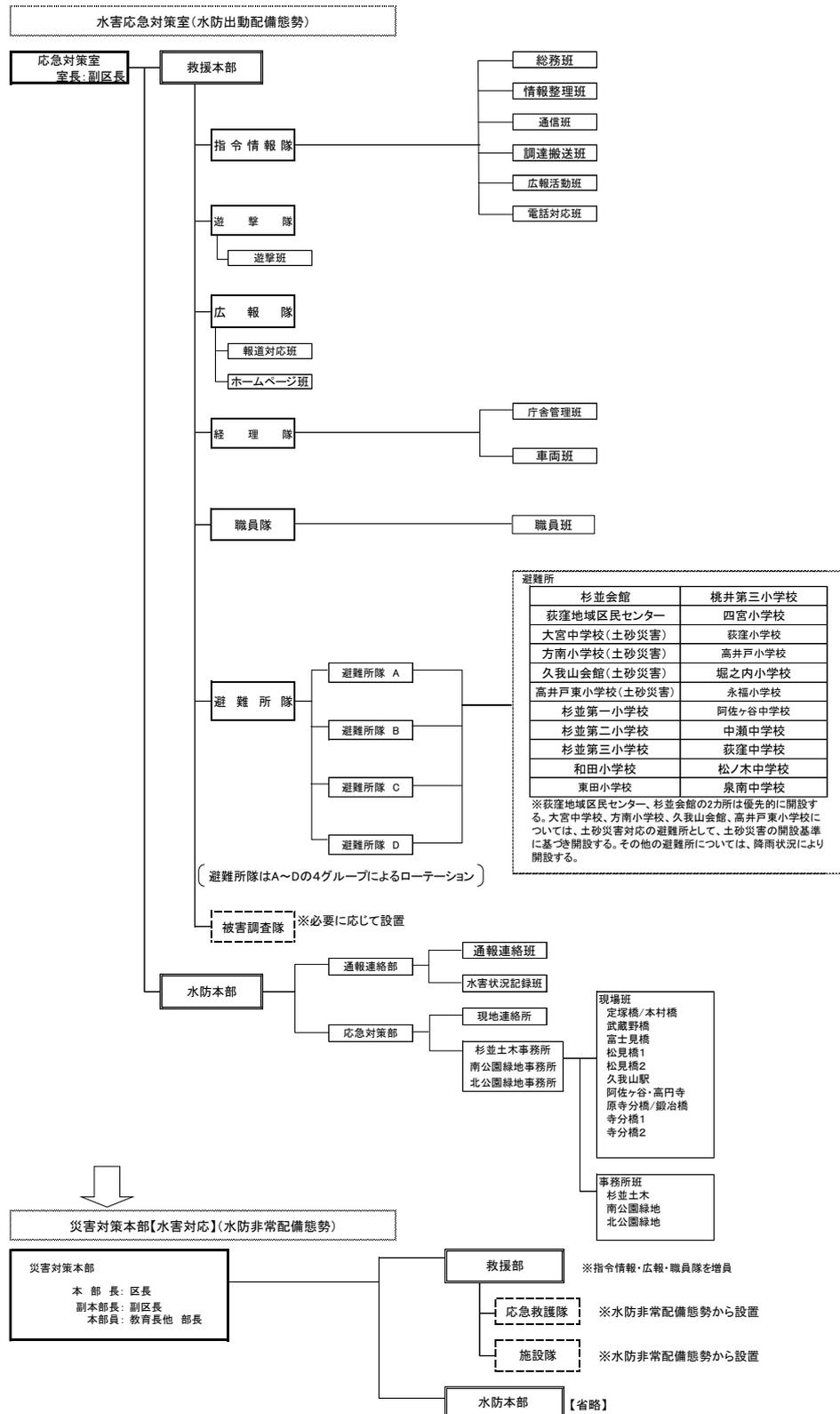
また、区は、洪水又は雨水出水に係る避難訓練、土砂災害に係る避難訓練の実施に努める。

○ 災害時要配慮者利用施設の対応

洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等は、区から避難に関する情報が伝達された場合、避難確保計画に基づいて施設利用者等の安全を確保する。

○ 区の水防組織

気象状況により、区の地域内に浸水の恐れがある場合、水害応急対策室又は災害対策本部を設置する。水害応急対策室及び災害対策本部の組織は、次図のとおりである。



○ 円滑かつ迅速な避難の確保を図るための情報伝達

対象区域に隣接する 22 箇所の避難所(荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校)を速やかに開設する。状況に応じては、これ以外の小・中学校などにおいても、避難所を開設する。避難にあたっては、安全な避難経路を周知し、円滑で迅速な誘導を図る。

○ 救援本部の態勢及び活動

<略>

救援部組織	役割
避難所隊	<p>(1) 避難所の開設業務に関すること。 避難所として指定する施設は以下の <u>22 箇所</u>を基本とする。 <u>杉並会館及び荻窪地域区民センターの2箇所を優先的に開設し、降雨状況や土砂災害の危険性に応じて他の施設を開設する。</u></p> <p>① <u>荻窪地域区民センター</u> ② <u>杉並会館</u> ③ <u>杉並第二小学校</u> ④ <u>和田小学校</u> ⑤ <u>大宮中学校 (土砂災害)</u> ⑥ <u>久我山会館 (土砂災害)</u> ⑦ <u>高井戸東小学校 (土砂災害)</u> ⑧ <u>方南小学校 (土砂災害)</u> ⑨ <u>杉並第一小学校</u> ⑩ <u>杉並第三小学校</u> ⑪ <u>東田小学校</u> ⑫ <u>桃井第三小学校</u> ⑬ <u>四宮小学校</u> ⑭ <u>荻窪小学校</u> ⑮ <u>高井戸小学校</u> ⑯ <u>堀之内小学校</u> ⑰ <u>永福小学校</u> ⑱ <u>阿佐ヶ谷中学校</u> ⑲ <u>中瀬中学校</u> ⑳ <u>荻窪中学校</u> ㉑ <u>松ノ木中学校</u> ㉒ <u>泉南中学校</u></p> <p>※必要に応じて震災救援所に準じた場所に避難所を増設</p> <p>(2) 避難者の受入れ業務（避難者支援及び物資・食糧等の提供）に関すること。 (3) 避難所管理者との連絡調整に関すること。 (4) 指令情報隊への連絡・報告に関すること。</p>

○ 避難所開設

<略>

(1) 開設場所

避難所には、区立全小・中学校及び区施設等を基本的にあてるが、現在の河川状況、杉並区洪水ハザードマップ【別冊・図2】からみて、まず浸水や土砂災害など災害状況に応じて被災地に近い区施設（荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校）に開設するものとする。また、地域集会施設等で避難生活を行う場合に備え、管理運営受託業者との契約書・仕様書への必要事項の記載や、協定締結等を進める。

○ 区有施設等の点検

(2) 対象施設

対象施設は、下記に掲げる施設とする。

ア 救護活動の拠点となる主要な施設（水害応急対策室救援本部・災害対策本部救援部の設置する施設）

避難所（22箇所）……………荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校

○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令

(1) 避難行動の考え方

ア 避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、区が指定する避難所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 区が指定する避難所への移動② （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（親戚や友人の家等）③ 建物内の安全な場所での待避（自宅上階への移動等） |
|--|

※区は、荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校に速やかに避難所を開設する。

(4) 情報収集と連絡体制の強化

○種類と発表基準

(1) 東京管区気象台管内（東京地方 23 区西部杉並区）（平成 30 年 5 月 30 日現在）

注意報	基準値	
風雪注意報	平均風速 13m/s（八王子 16m/s）雪を伴う	
強風注意報	平均風速 13m/s（八王子 16m/s）	
大雨注意報	表面雨量指数基準※1	11
	土壌雨量指数基準※1	123
洪水注意報	雨量基準	1 時間雨量 30 mm
	流域雨量指数基準※1	神田川流域=7, 妙正寺川流域=5.3, 善福寺川流域=8.9
	複合基準※2	神田川流域=(11, 5.6), 妙正寺川流域=(11, 4.5), 善福寺川流域=(11, 5)
	指定河川洪水予報による基準	—
大雪注意報	12 時間降雪の深さ 5cm 以上	
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50%以下	
濃霧注意報	視程 100m	
霜注意報	概ね 4 月 10 日～5 月 15 日最低気温 2℃以下	
低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
着氷（雪）注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃から±2℃の時	

※1 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照

※2 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

（平成 30 年 5 月 30 日現在）

警報	基準値	
暴風雪警報	平均風速 25m/s 雪を伴う	
暴風警報	平均風速 25m/s	
大雨警報	表面雨量指数基準※1	23
	土壌雨量指数基準※1	174164
	雨量基準	1 時間雨量 60mm
	流域雨量指数基準※1	妙正寺川流域=6.6, 善福寺川流域=11.2
	複合基準※2	妙正寺川流域=(11, 6.3), 善福寺川流域=(11, 10)
	指定河川洪水予報による基準	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
大雪警報	12 時間降雪の深さ 10cm 以上	

※1 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照

※2 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値

(平成 30 年 5 月 30 日現在)

その他	基準値
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100mm
警報級の可能性	雨、雪、風の警報級の現象が 5 日先までに予想されているときに、その可能性を「警報級の可能性」として [高]、[中] の 2 段階で発表

発表官庁：気象庁

○東京都（伊豆諸島、小笠原諸島を除く）の注意報・警報の発表基準値一覧表

(平成 29 年 7 月 7 日現在)

(別表 1) 大雨注意報基準 (R1=1 時間雨量、R3=3 時間雨量。基準値の単位は mm)

市町村等をまとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
23 区西部	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	127
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
	練馬区	14	122

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

(別表2) 洪水注意報基準 (R1=1時間雨量、R3=3時間雨量。基準値の単位はmm)

市町村等をまとめた地域	区市町村	雨量基準	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	R3=50	日本橋川流域=9.2 神田川流域=23.6	日本橋川流域= (7, 9.2) 神田川流域= (11, 18.9)	—
	中央区	R1=30	日本橋川流域=13.2 隅田川流域=37.7 神田川流域=23.7	日本橋川流域= (13, 9.8) 隅田川流域= (13, 30.3)	—
	港区	平地: R3=50 平地以外: R1=30	古川流域=6.1	古川流域= (12, 5.7)	—
	新宿区	R1=25	神田川流域=17.1 妙正寺川流域=7.3	神田川流域= (8, 9.1) 妙正寺川流域= (5, 6.2)	—
	文京区	R1=25	神田川流域=22.1	神田川流域= (8, 11.8)	—
	品川区	R1=25	立会川流域=9.1 目黒川流域=14.4	立会川流域= (10, 7.3) 目黒川流域= (8, 8)	—
	目黒区	R1=25	呑川流域=6.7 立会川流域=4.5 目黒川流域=14 蛇崩川流域=6.8	呑川流域= (12, 3.5) 立会川流域= (10, 3.6) 目黒川流域= (8, 7.4) 蛇崩川流域= (12, 5)	—
	大田区	R1=25	呑川流域=9.6	多摩川流域= (12, 41.8) 呑川流域= (12, 4.9)	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	R1=30	野川流域=12.1 仙川流域=9.6 丸子川流域=5.6 呑川流域=4 蛇崩川流域=6.3 烏山川流域=6.5 北沢川流域=6.8	多摩川流域= (10, 45.7) 野川流域= (6, 12.1) 仙川流域= (6, 8.9) 丸子川流域= (8, 3.2) 呑川流域= (12, 2.1) 蛇崩川流域= (10, 5) 烏山川流域= (9, 5.2) 北沢川流域= (6, 5.1)	多摩川 [田園調布(上)]
	渋谷区	R1=25	渋谷川流域=6.9 神田川流域=10.7	渋谷川流域= (10, 3.5) 神田川流域= (8, 5.7)	—
	中野区	R1=25	神田川流域=10.744 妙正寺川流域=7.56	神田川流域= (8, 5.7) 妙正寺川流域= (5, 6.3)	—
	杉並区	R1=30	神田川流域=7 妙正寺川流域=5.3 善福寺川流域=8.9	妙正寺川流域= (11, 4.5) 神田川流域= (11, 5.6) 善福寺川流域= (11, 5)	—
	豊島区	R1=25	神田川流域=2018	神田川流域= (8, 10.6)	—
	北区	R3=40	隅田川流域= 35.9 新河岸川流域=35.8 石神井川流域=13.7	石神井川流域= (10, 7.1) 新河岸川流域= (10, 28.6) 隅田川流域= (8, 19.2)	荒川 [岩淵水門(上)]
	板橋区	R1=30	白子川流域=12 石神井川流域=15.2	石神井川流域= (10, 10.2) 新河岸川流域= (10, 28.5)	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
	練馬区	R1=30	石神井川流域=5.6 白子川流域=8.4	石神井川流域= (11, 3) 白子川流域= (13, 4.8)	—

※ 用語については、「[「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」](#)を参照。

(別表3) 大雨警報基準 (R1=1 時間雨量、R3=3 時間雨量。基準値の単位は mm)

市町村等をまとめた地域	区市町村	表面雨量指数基準※	土壌雨量指数基準※
23 区西部	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	180
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
練馬区	20	172	

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

(別表4) 洪水警報基準 (R1=1 時間雨量、R3=3 時間雨量。基準値の単位は mm)

市町村等をまとめた地域	区市町村	雨量基準	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
23 区西部	千代田区	R3=100	日本橋川流域=11.6	神田川流域= (11, 27.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	R1=70	日本橋川流域=16.6 隅田川流域=47.3	—	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区	平坦地: R3=100 平坦地 以外: R1=60	—	—	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋]
	新宿区	R1=40	妙正寺川流域=9.2	神田川流域= (8, 18.5) 妙正寺川流域= (8, 7.2)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	文京区	R1=40	—	神田川流域= (8, 24)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	R1=45	立会川流域=11.4	目黒川流域= (9, 12.7)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]
	目黒区	R1=50	呑川流域=8.4 立会川流域=5.7 蛇崩川流域=8.6	呑川流域= (14, 5.4)	目黒川 [青葉台・荏原調節池上流]

市町村等をまとめた地域	区市町村	雨量基準	流域雨量指数基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準
	大田区	RI=50	呑川流域=12	呑川流域= (14, 7.7)	多摩川 [田園調布(上)]
	世田谷区	RI=60	丸子川流域=7.1 呑川流域=5 蛇崩川流域=7.9 北沢川流域=8.6 烏山川流域=8.2	呑川流域= (14, 3.2) 烏山川流域= (9, 7.3) 北沢川流域= (9, 7.7)	多摩川 [調布橋・石原・田園調布(上)] 野川・仙川 [大沢池上・鎌田橋 野川・鎌田橋仙川]
	渋谷区	RI=50	—	神田川流域= (8, 13)	渋谷川・古川 [渋谷橋・四ノ橋], 神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中野区	RI=40	妙正寺川流域=9.4	神田川流域= (8, 13) 妙正寺川流域= (8, 7.4)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	杉並区	RI=60	妙正寺川流域=6.6 善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域= (11, 6.3) 善福寺川流域= (11, 10)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	豊島区	RI=50	—	神田川流域= (8, 21.6)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	北区	R3=70	隅田川流域=45.1 新河岸川流域=44.8 石神井川流域=17.2	石神井川流域= (18, 10.8) 新河岸川流域= (10, 40.2)	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
	板橋区	RI=45	新河岸川流域=34 石神井川流域=19 白子川流域=15.2	石神井川流域= (15, 11.3)	荒川 [治水橋・岩淵水門(上)]
	練馬区	RI=60	石神井川流域=7 白子川流域=10.5	—	—

※ 用語については、「土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。

【土壌雨量指数、流域雨量指数及び表面雨量指数の解説】

○土壌雨量指数

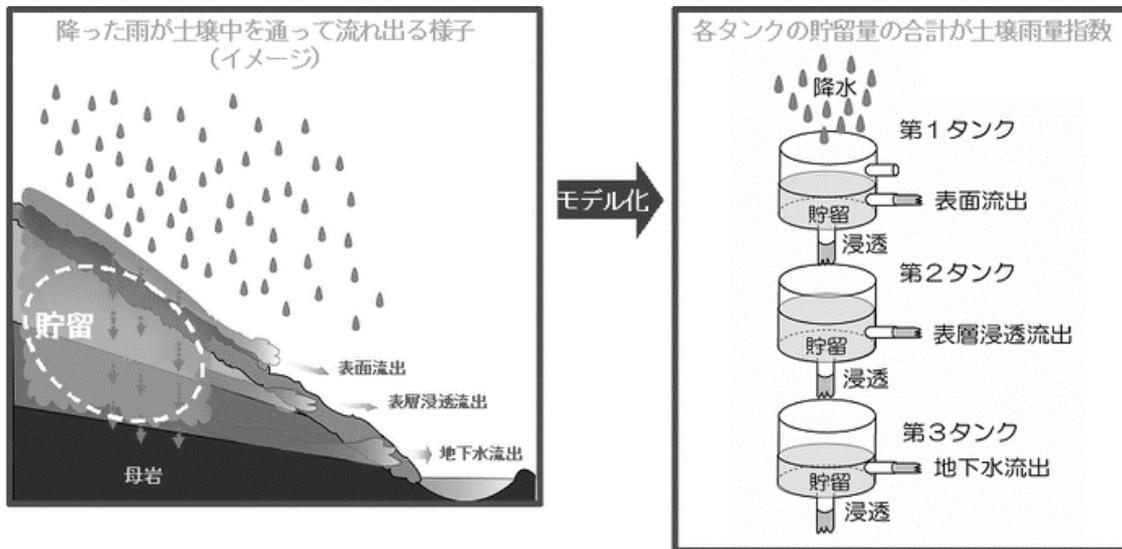
土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、「タンクモデル」を用いて数値化したものである。

土壌雨量指数は、各タンクに残っている水分量（貯留量）の合計として算出され、土壌中の水分量に相当する。

土壌雨量指数そのものは、相対的な土砂災害危険度を示した指標であるが、土壌雨量指数を大雨警報等の判断基準と比較することで土砂災害発生の危険度を判断することができる。

(雨が土壤中に貯まっていく様子とタンクモデルとの対応)



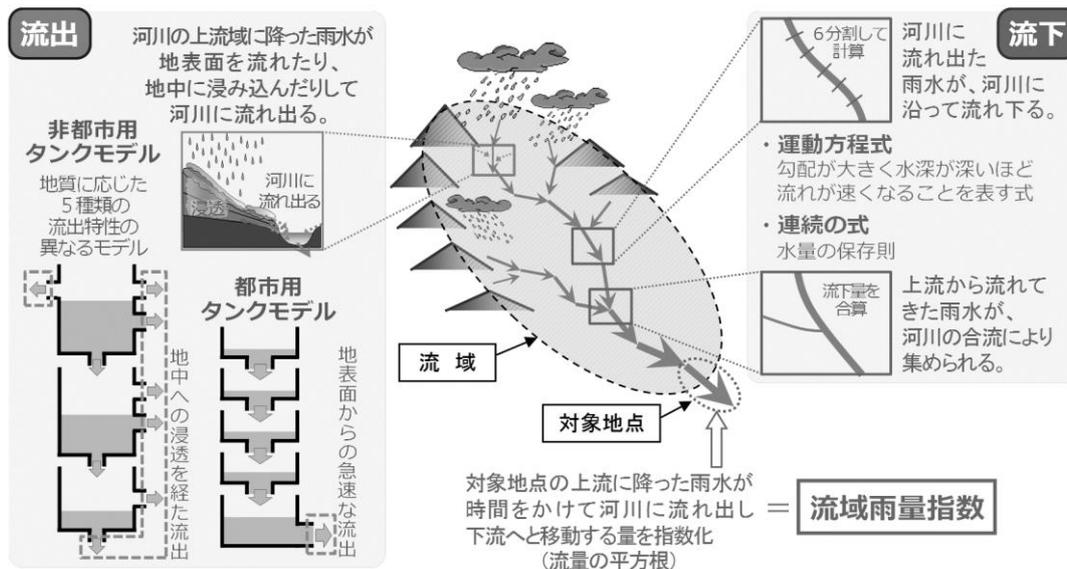
○流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

流域雨量指数は、全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km メッシュに分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデル(流出過程)や運動方程式・連続の式(流下過程)を用いて数値化したものである。

流域雨量指数そのものは相対的な洪水危険度を示した指標であるが、流域雨量指数を洪水警報等の基準値と比較することで洪水害発生危険度を判断することができる。

(流出過程と流下過程の関係)



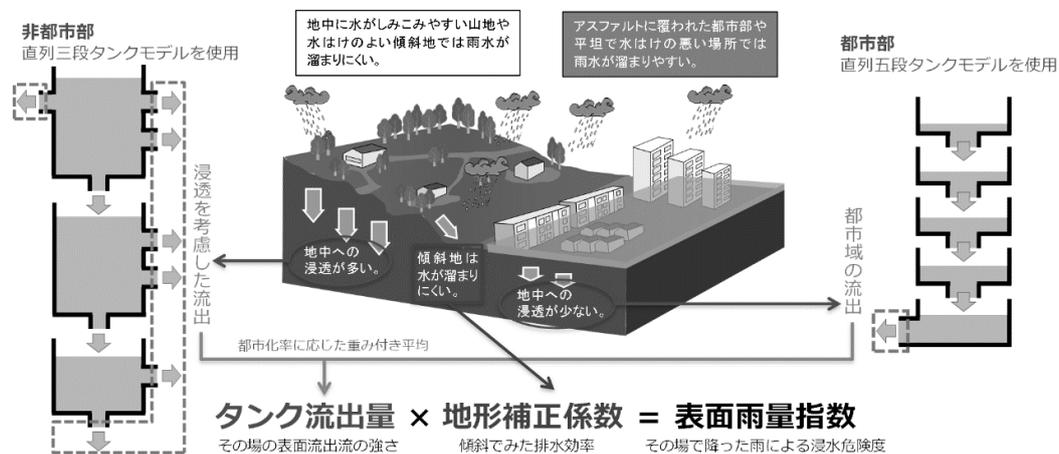
○表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に浸み込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。

表面雨量指数そのものは相対的な浸水危険度を示した指標であるが、表面雨量指数を大雨警報（浸水害）等の基準値と比較することで浸水害発生危険度（重大な浸水害が発生するおそれがあるかどうか）を判断することができる。

（タンクモデルを利用した表面雨量指数の算出方法）



○土砂災害警戒判定メッシュ情報

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

○大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

○洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水発生危険度の高まりを地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。

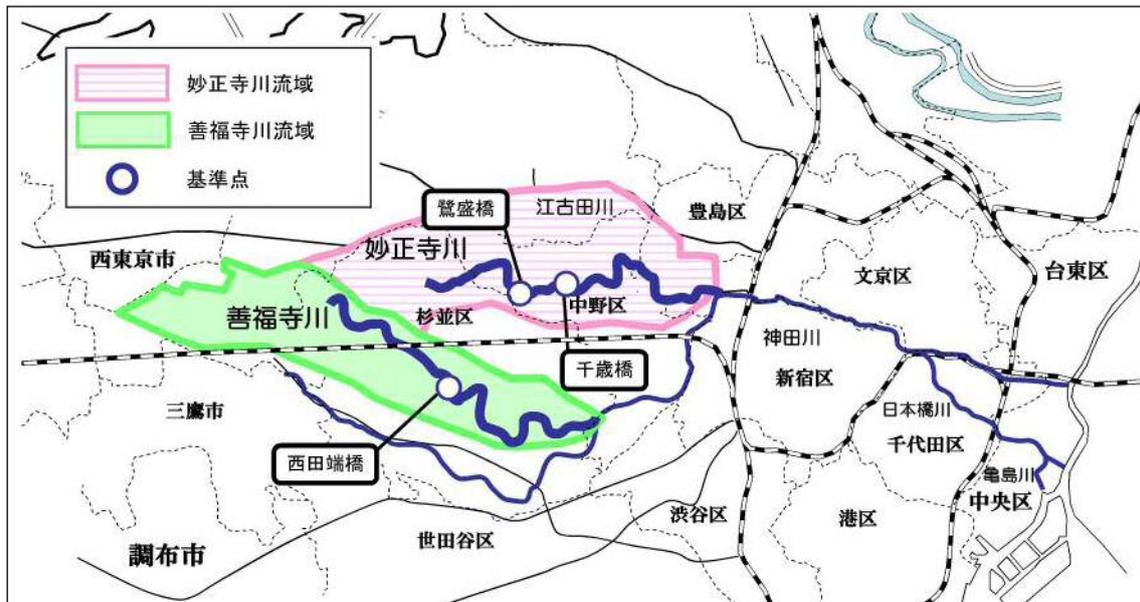
○水位周知河川における氾濫危険情報

水位周知河川の水位が氾濫危険水位に達した場合、東京都が該当河川の氾濫危険情報を水防関係機関に通知する防災情報である。

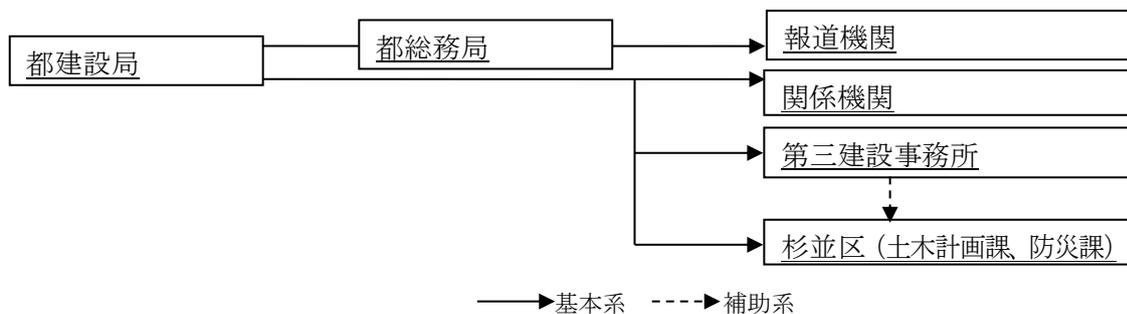
ア 水位周知河川の範囲

河川名	区間		基準地点
妙正寺川	左岸	自 杉並区清水3丁目（上流端） 至 中野区野方5丁目（新昭栄橋）	鷺盛橋
	右岸	自 杉並区清水3丁目（上流端） 至 中野区大和町2丁目（新昭栄橋）	
善福寺川	左岸	自 杉並区善福寺2丁目（上流端） 至 杉並区和田1丁目（神田川合流点）	西田端橋
	右岸	自 杉並区善福寺2丁目（上流端） 至 中野区弥生町6丁目（神田川合流点）	

図表 妙正寺川、善福寺川基準地点位置図



イ 氾濫危険情報伝達系統



ウ 発表基準水位 上段：A.P. 下段：水が溢れるまでの高さ

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位
妙正寺川	鷺盛橋	中野区大和町	—	—	36.54m (0.75m)
善福寺川	西田端橋	杉並区荻窪	—	—	40.56m (0.3)m

○災害時要配慮者利用施設への情報伝達

区は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内において災害時要配慮者利用施設の管理者等に電子メール、杉並区「災害・防災情報メール」、FAX、防災行政無線等を活用し、洪水予報、避難勧告等の防災情報を伝達する。【別冊・追補資料 45】

(土砂災害警戒区域内に所在する災害時要配慮者利用施設一覧)

区域の番号	施設名	住所
115001-K002	高井戸東小学校 (敷地内の一部)	高井戸東1丁目12番1号

(洪水予報、避難勧告等の伝達方法)

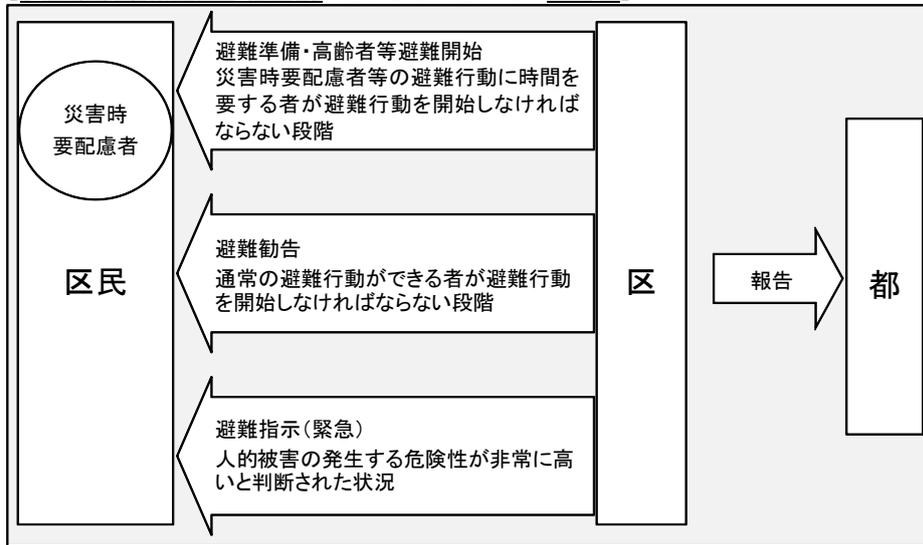
分類	施設種別	伝達方法
水害	地下街等	管理者等と協議した伝達方法
	災害時要配慮者利用施設	
土砂災害	災害時要配慮者利用施設	

○ 避難態勢

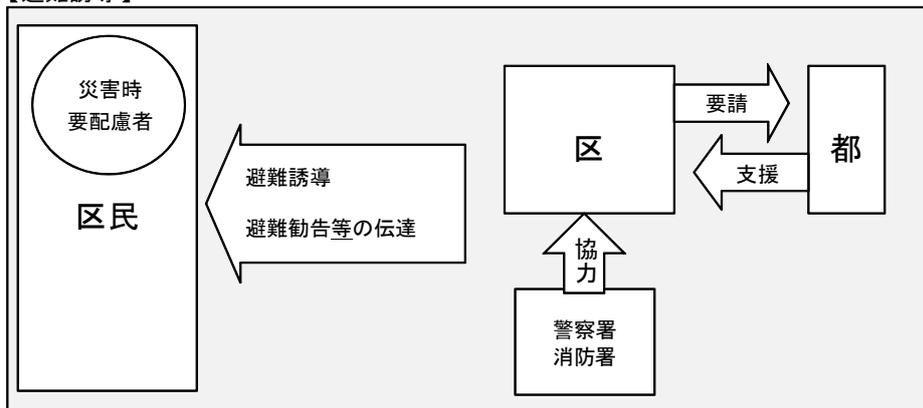
杉並区の定める基本的な避難の方式を系統化すると次のようになる。

【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)】

【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)】



【避難誘導】



○ 避難行動の呼称（用語の整理）

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）が発令された場合、区民が置かれる状況に応じて取るべき避難行動が異なる。区は避難行動について、下記の二つに整理する。

<略>

(2) 避難勧告等の意味と区民に求められる避難行動

区は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、災害の種別毎に、避難行動が必要な地域を示して、避難勧告等を発令する。

避難勧告等の意味及び避難行動が必要な区民等に求められる行動は、次の表のとおりである。

表 避難勧告等の意味及び避難行動が必要な区民等に求められる行動

避難勧告等	避難行動が必要な区民等に求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる災害時要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ速やかに立退き避難する。 ・激しい雨の継続等のため避難所に移動することが危険だと判断される場合、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をする。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない区民は、避難所へ緊急に避難する。 ・避難所に移動することが危険だと判断される場合、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をする。

○ 水害の避難勧告等

区は、河川の洪水等により、人の生命又は身体に危険が及びおそれがあるとき、次の基準にもとづき、避難勧告等を発令する。

※都の水位等の名称変更にともない、平成27年6月1日より次頁以降の各名称について、「避難判断水位」を「はん濫危険水位」、「はん濫危険水位」を「はん濫発生水位」、「はん濫警戒情報」を「はん濫危険情報」と置き換える。

避難勧告等の発令の対象範囲は、「杉並区洪水ハザードマップ」（別冊・資料 巻末図2）を基準として、床上浸水以上が想定される浸水深50cm以上の区域とする。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合、区内における大雨発生の予測から災害のおそれなくなるまで、切迫した状況で避難勧告等を発令するだけでなく、災害対応の状況、今後の避難勧告発令の見通し、考えられる避難行動等について、分かりやすく適切に状況を区民に伝達する。

(ア) 洪水予報河川（都管理）における避難勧告等の発令基準

<神田川>

避難勧告等	発令基準
避難準備・高齢者等 避難開始	<p>1 次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>(1) 神田川の番屋橋基準点（都管理）の水位が汎濫危険水位避難判断水位（都指定）である34.10mに到達することが予想される場合到達した場合</p> <p>(2) 気象情報や降水短時間予報等で、神田川の番屋橋基準点（都管理）で急激な水位上昇による汎濫のおそれがある場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められ</p>

避難勧告等	発 令 基 準
	<p>る場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、神田川周辺に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>(1) 気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>(2) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
避難勧告	<p>1 次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>(1) 東京都から「神田川<u>氾濫危険情報</u>」が発令された場合</p> <p>(2) 神田川の番屋橋基準点(都管理)の水位が<u>氾濫危険水位(都指定)</u>である<u>34.1034.93m</u>に到達した場合</p> <p>(3) 気象情報や降水短時間予報等で、神田川の番屋橋基準点(都管理)で急激な水位上昇による<u>氾濫のおそれがある</u>場合</p> <p>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>(1) 判断する時点(夕刻)で、神田川の番屋橋基準点(都管理)の水位が避難判断水位(都指定)である34.10mに到達した場合</p> <p><u>(1) 神田川氾濫危険情報が発表されている場合</u></p> <p>(2) 気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、神田川の番屋橋基準点(都管理)で急激な水位上昇による<u>氾濫のおそれがある</u>場合</p> <p>(3) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p><u>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</u></p>
避難指示(緊急)	<p>1 次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、神田川周辺に避難指示(緊急)を発令する。</p> <p><u>(1) 神田川の番屋橋基準点(都管理)の水位が氾濫危険水位(都指定)である34.10mを越えた状態で、氾濫発生水位(都指定)である34.93mに到達するおそれが高い場合</u></p>

避難勧告等	発令基準
	<p>(2) 決壊や越水が発生した場合</p> <p>(3) 避難勧告の発令後、さらに浸水が拡大すると見込まれる場合</p> <p>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示（緊急）を発令する。</p>

※都の水位等の名称変更にともない、平成27年6月1日より上記名称について、「避難判断水位」を「はん濫危険水位」、「はん濫危険水位」を「はん濫発生水位」、「はん濫警戒情報」を「はん濫危険情報」と置き換える。

(イ) 水位周知河川（都管理）における避難勧告等の発令基準

<善福寺川>

避難勧告等	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1 次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>(1) 善福寺川の西田端橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険水位（都指定）である40.56mに到達することが予想される場合避難判断水位（都指定）である40.61mに到達した場合</p> <p>(2) 洪水警報が発表された場合で、次のア～イに該当する場合</p> <p>ア 西田端橋基準点（都管理）の上流に位置する原寺分橋又は丸山橋の水位が急激に上昇している場合</p> <p>イ 善福寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（11.2）に到達する場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>(1) 気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>(2) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
避難勧告	<p>1 次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>(1) 善福寺川の西田端橋基準点（都管理）の水位が氾濫危険避難判断水位（都</p>

避難勧告等	発令基準
	<p>指定)である 40.56<u>40.61</u>m に到達した場合</p> <p>(2) 善福寺川氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>(3) <u>善福寺川の流域雨量指数(予測値)が、区における洪水警報の流域雨量指数基準(11.2)を大きく超過する場合</u></p> <p>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>(1) 判断する時点(夕刻)で、善福寺川の西田端橋基準点(都管理)の水位が避難判断水位(都指定)である40.61mに到達した場合</p> <p><u>(1) 善福寺川氾濫危険情報が発表されている場合</u></p> <p><u>(2) 気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、善福寺川の西田端橋基準点(都管理)で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</u></p> <p><u>(3) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</u></p> <p><u>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</u></p> <p>3 <u>夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</u></p>
避難指示(緊急)	<p>次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、善福寺川周辺に避難指示(緊急)を発令する。</p> <p><u>(1) 決壊や越水が発生した場合又はそのおそれがある場合</u></p> <p><u>(2) 避難勧告の発令後、さらに浸水が拡大すると見込まれる場合</u></p> <p><u>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</u></p> <p>2 <u>夜間でも躊躇なく避難指示(緊急)を発令する。</u></p>

※都の水位等の名称変更にともない、平成27年6月1日より上記名称について、「避難判断水位」を「はん濫危険水位」、「はん濫危険水位」を「はん濫発生水位」、「はん濫警戒情報」を「はん濫危険情報」と置き換える。

<妙正寺川>

避難勧告等	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1 次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>(1) 妙正寺川の鷺盛橋基準点(都管理：中野区大和町)の<u>氾濫危険水位(都指定)である36.54mに到達することが予想される場合</u>水位が<u>避難判断水位(都指定)である36.54mに到達した場合</u></p>

避難勧告等	発令基準
	<p>（2）妙正寺川はん濫警戒情報が発表された場合</p> <p><u>（2）洪水警報が発表された場合で、次のア～イに該当する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 鷲盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の上流に位置する永久橋水位観測局（区管理）の水位が急激に上昇している場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 妙正寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（6.6）に到達する場合</u></p> <p><u>（3）</u>その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（1）～（3）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>（1）気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>（2）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>（3）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
避難勧告	<p>1 次の（1）～（4）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（1）妙正寺川の鷲盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が<u>氾濫危険避難判断水位（都指定）</u>である36.54mに到達した場合</p> <p>（2）妙正寺川<u>氾濫危険情報</u>が発表された場合</p> <p>（3）<u>妙正寺川の流域雨量指数（予測値）が、区における洪水警報の流域雨量指数基準（6.6）を大きく超過する場合</u></p> <p>（4）その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の（1）～（4）の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難勧告を発令する。</p> <p>（1）判断する時点（夕刻）で、妙正寺川の鷲盛橋基準点（都管理：中野区大和町）の水位が避難判断水位（都指定）である36.54mに到達した場合</p> <p><u>（1）妙正寺川氾濫危険情報が発表されている場合</u></p> <p><u>（2）気象情報や降水短時間予報等で、夜間から明け方に、妙正寺川の永久橋水位観測局（区管理）で急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合</u></p> <p><u>（3）降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</u></p> <p><u>（4）</u>その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる</p>

避難勧告等	発令基準
	<p>場合</p> <p>3 夜間でも躊躇なく避難勧告を発令する。</p>
避難指示(緊急)	<p>次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、妙正寺川周辺に避難指示(緊急)を発令する。</p> <p>(1) 決壊や越水が発生した場合又はそのおそれがある場合</p> <p>(2) 避難勧告の発令後、さらに浸水が拡大すると見込まれる場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 夜間でも躊躇なく避難指示(緊急)を発令する。</p>

※都の水位等の名称変更にともない、平成27年6月1日より上記名称について、「避難判断水位」を「はん濫危険水位」、「はん濫危険水位」を「はん濫発生水位」、「はん濫警戒情報」を「はん濫危険情報」と置き換える。

○土砂災害の避難勧告等

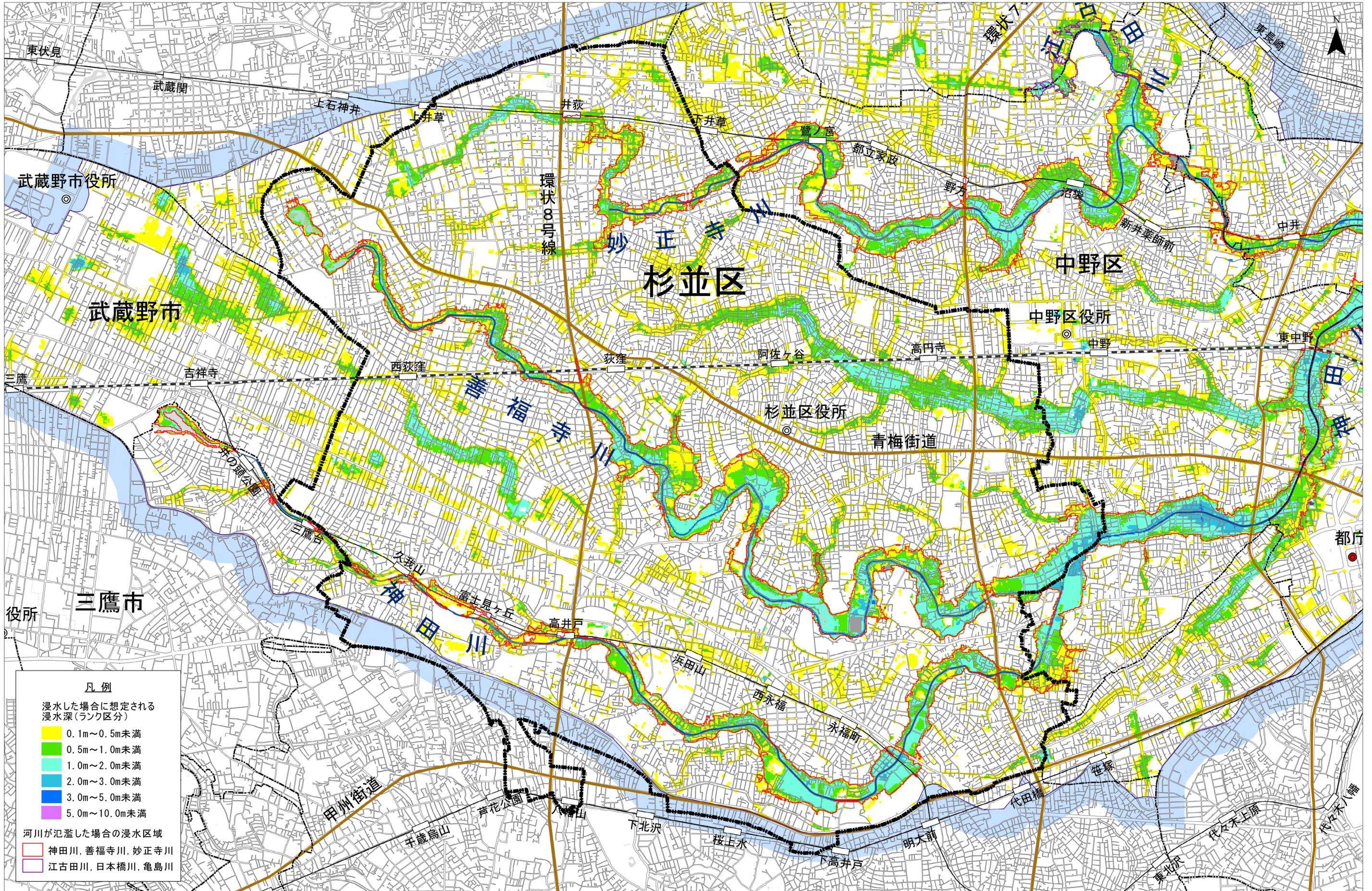
区は、がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき、避難勧告等が発令される。なお、平成30年1月現在、区内には「堀ノ内1丁目9番およびその周辺」「大宮1丁目5番およびその周辺」の2箇所の土砂災害危険箇所(急傾斜地の崩壊)及び7箇所の土砂災害警戒区域(うち、土砂災害特別警戒区域6箇所)がある。

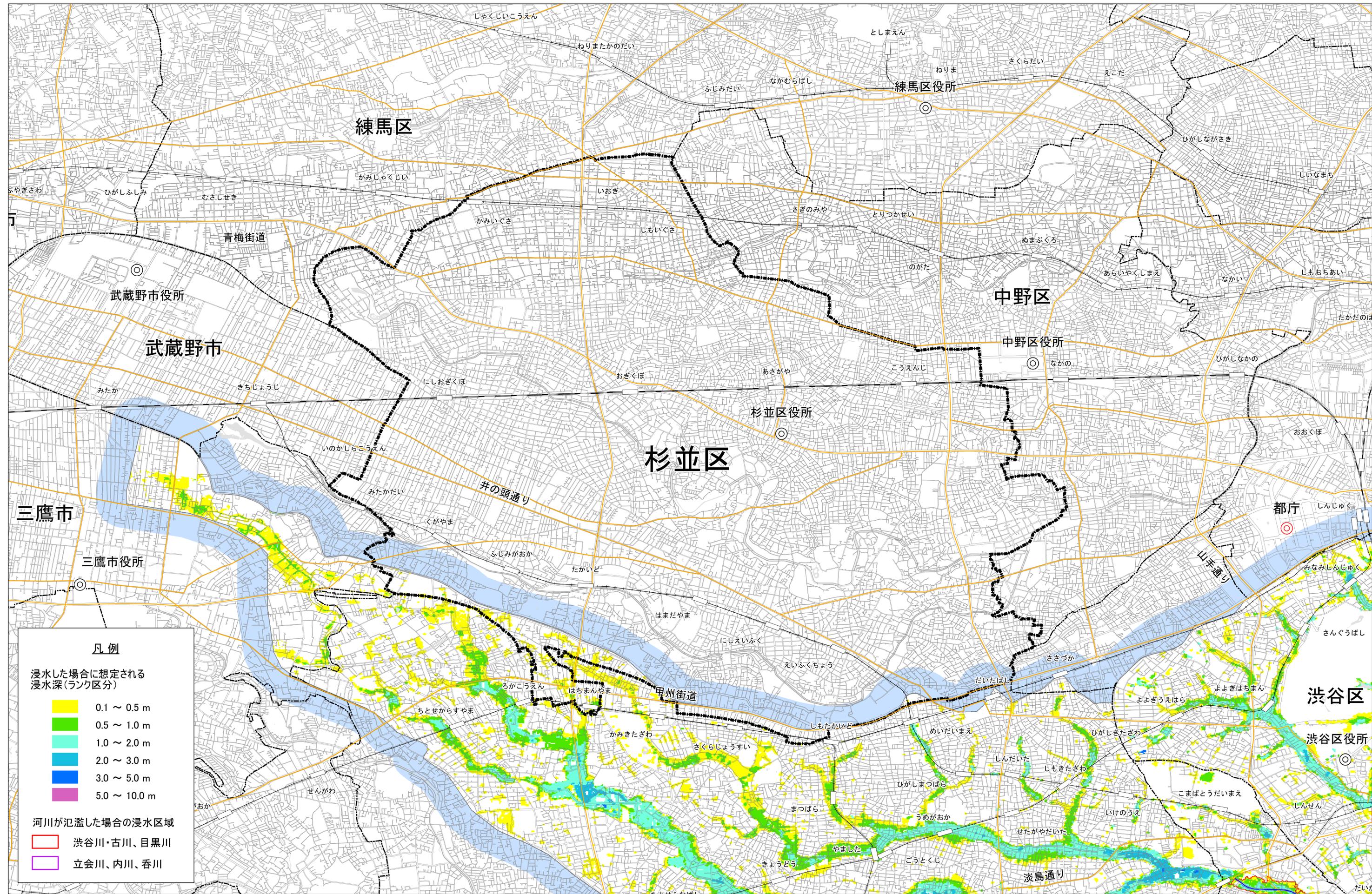
■土砂災害における避難勧告等の発令基準

避難勧告等	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1 次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>(1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(赤色)になり、その領域が区内の土砂災害警戒区域等に該当する場合</p> <p>ア 区内南東部に重なる判定メッシュが(赤色)になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</p> <p>イ 区内南西部に重なる判定メッシュが(赤色)になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</p> <p>(2) 気象情報や降水短時間予報等により、土砂災害警戒情報が発表されることが想定される場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～</p>

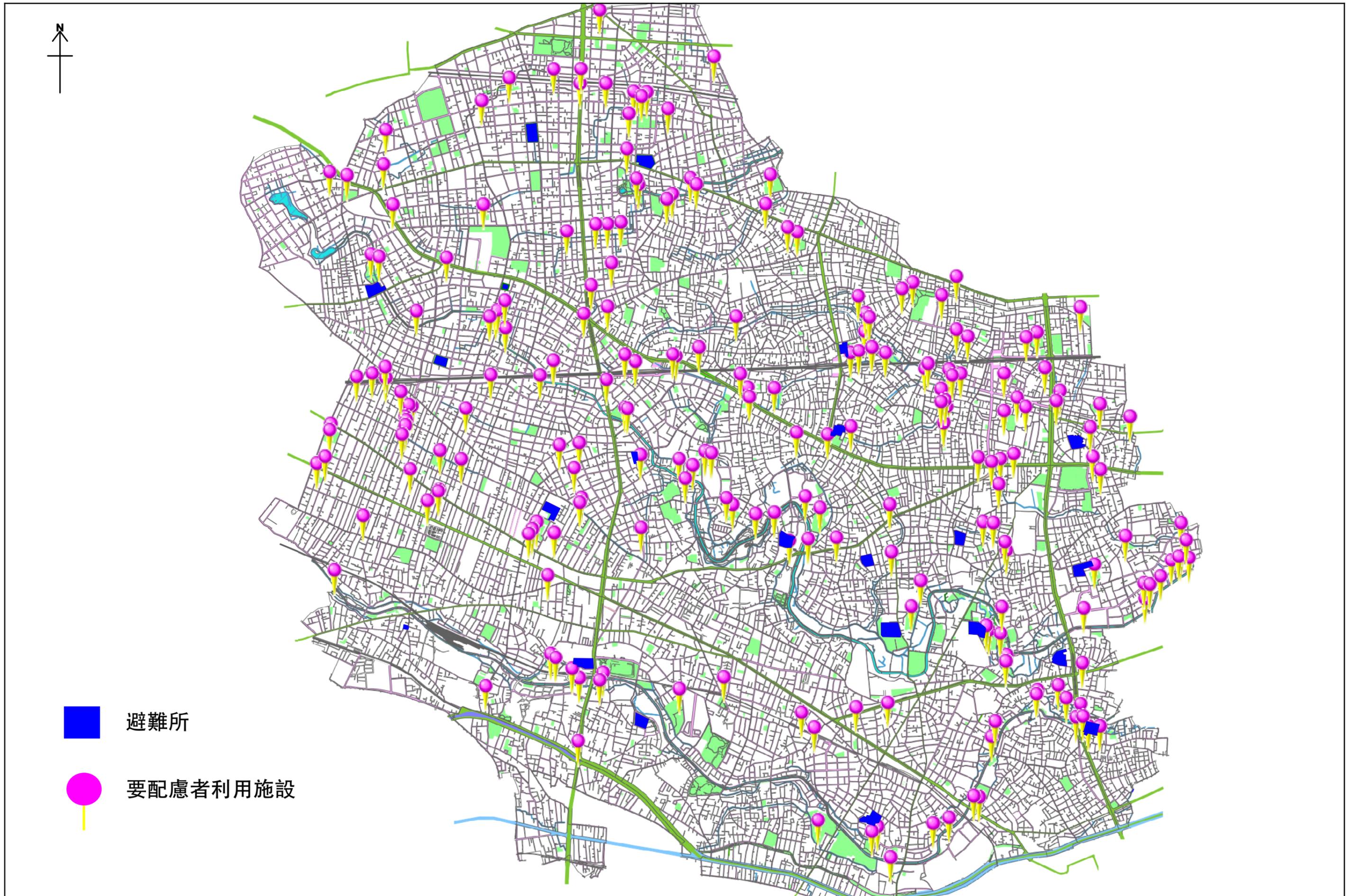
避難勧告等	発 令 基 準
	<p>(4) の内容から総合的に判断し、<u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>(1) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>(2) 気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に避難行動が必要となることが想定される場合</p> <p>(3) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>
避難勧告	<p>次の(1)～(5)の内容から総合的に判断し、<u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難勧告</u>を発令する。</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(薄い紫色)になった場合大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>区内南東部に重なる判定メッシュが(薄い紫色)になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>区内南西部に重なる判定メッシュが(薄い紫色)になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</u></p> <p>(3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>(4) 土砂災害の前兆現象が発見された場合</p> <p>(5) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p> <p>2 避難行動が必要な状況が夜間から明け方になる場合、次の(1)～(3)の内容から総合的に判断し、<u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難勧告</u>を発令する。</p> <p>(1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、気象情報や降水短時間予報等により、夜間から明け方に土砂災害警戒情報が発表されることが想定される場合</p> <p>(2) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>(3) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めら</p>

避難勧告等	発 令 基 準
	れる場合
避難指示 <u>(緊急)</u>	<p>次の(1)～(4)の内容から総合的に判断し、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域周辺に避難指示 <u>(緊急)</u> を発令する。</p> <p>(1) <u>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」(紫色)になった場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>区内南東部に重なる判定メッシュが(紫色)になった場合、大宮1丁目の一部、堀ノ内1丁目の一部、和泉4丁目の一部を対象とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>区内南西部に重なる判定メッシュが(紫色)になった場合、久我山2丁目の一部、高井戸東1丁目の一部、高井戸東2丁目の一部を対象とする。</u></p> <p>(2) <u>土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p>(3) <u>土砂災害が発生した場合避難勧告の発令後、土砂災害による被害が拡大すると見込まれる場合</u></p> <p>(4) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</p>

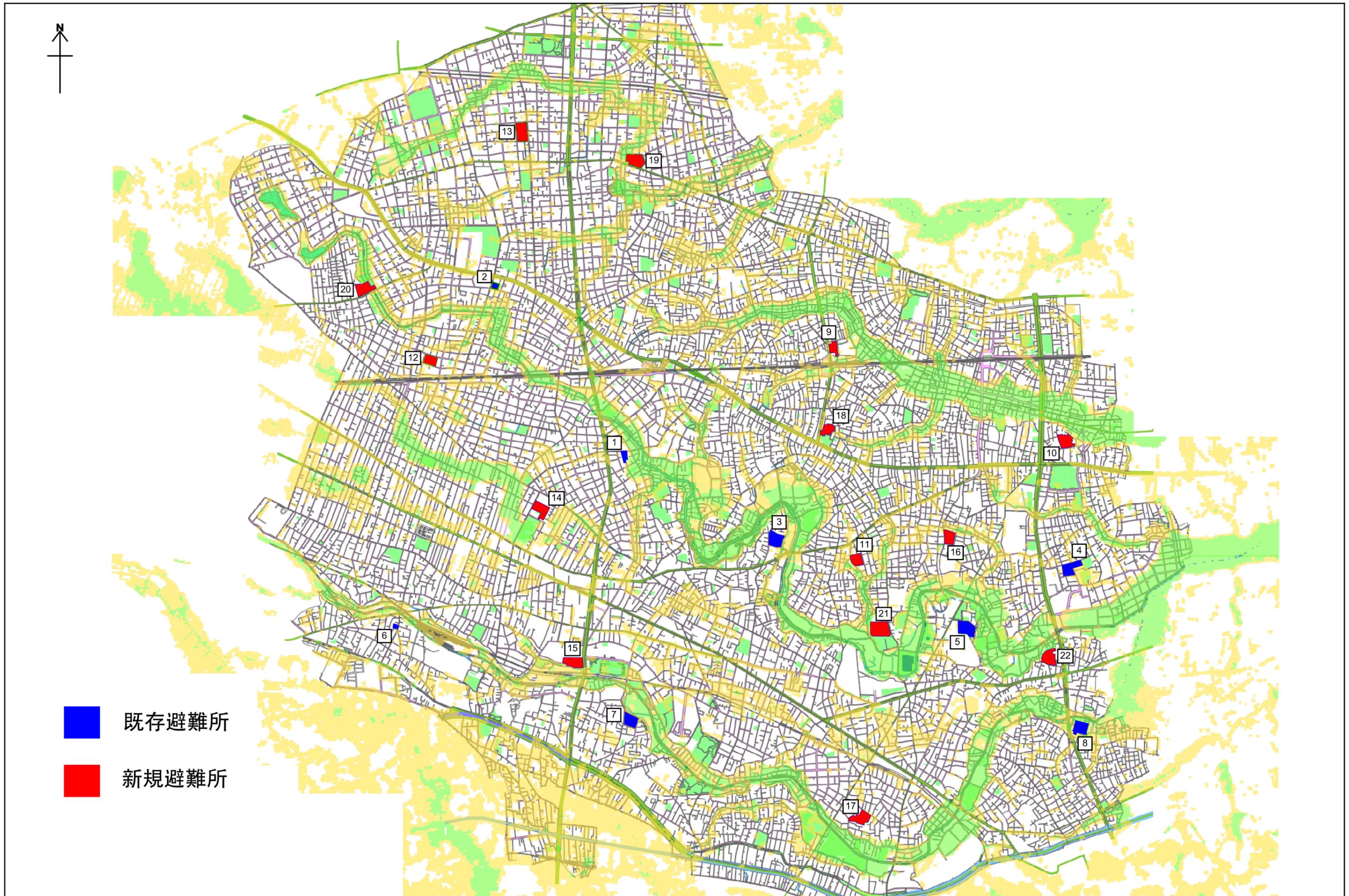




この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 30都市基交 第230号



- 避難所
- 要配慮者利用施設



- 既存避難所
- 新規避難所

洪水ハザードマップの改定について

東京都は、昨年、水防法の改正により想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水予想区域図を公表した。区では、現在、この浸水予想区域図をもとに、洪水ハザードマップの改定作業を行っている。洪水ハザードマップは、区民の水害に対する備えに重要な役割を担うものであることから早期に改定し、区民に周知するため、以下のとおり進めていくこととする。

1 洪水ハザードマップ改定方針

- ・都が改定した浸水予想区域図をもとに、避難所等の情報を記載する。
- ・避難勧告等における区民の適切な避難行動について記載する。
- ・区民が水害の備えとして、災害発生前の事前準備や水害時に役立つ情報を記載する。

2 周知

- ・浸水予想区域内の全世帯へ洪水ハザードマップを配布する。
- ・広報すぎなみ及び区ホームページにより周知を図る。
- ・町会、自治会活動やイベントなどの機会を捉え周知を図る。
- ・区役所や区民事務所に洪水ハザードマップを設置する。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|---------|--------------------------|
| 平成31年4月 | 洪水ハザードマップ公表・周知 |
| 6月 | 浸水予想区域対象世帯への全戸配布（ポスティング） |

杉並区地域防災計画（風水害編）平成 31 年修正に伴う 要配慮者利用施設の選定及び避難所見直しについて

平成 29 年に水防法及び土砂災害防止法が改正され、区では基準を定めて、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に公表することとなった。これに伴い、要配慮者利用施設を以下のとおり選定する。

また、平成 27 年の水防法改正では、想定最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域へ変更され、避難者の拡大が見込まれること及び該当施設に対して避難確保計画の作成し、その中で避難先の避難所名を記載する必要があることから、あわせて現行の避難所の見直しを図るものとする。

1 要配慮者利用施設の選定

浸水が 0.1m 以上と想定される洪水浸水想定区域等内にある要配慮者利用施設数については、下記①のとおりである。

また、区が定める要配慮者利用施設は、②のとおり医療機関のうち有床施設のみとする。

施設種別	①施設数	②対象施設	施設詳細
地下街等	8	8	駅（地下鉄）、地下自転車駐車場
医療機関	222	6※	病院、診療所、歯科診療所、助産所等 ※対象施設は診療所、歯科診療所、助産所を除外
高齢者施設	94	94	老人ホーム、介護老人福祉施設、通所介護施設、ゆうゆう館等
教育施設	23	23	小中学校等、図書館、その他教育施設
児童福祉施設	121	121	児童館、子供園、幼稚園、保育園、保育所等
障害者施設	47	47	障害福祉サービス施設、障害者施設
東京都所管施設等	3	3	教育施設、保育施設、高齢施設等
計	518	302	

※選定された要配慮者利用施設の区内分布図については、資料2別紙2のとおり。

2 避難所見直し

洪水浸水想定区域等の拡大に伴い、避難所が不足すると想定されるため、裏面のとおり避難所を増設する。

【避難所見直し一覧】

No	避難所	開設順	開設の目安
1	荻窪地域区民センター	①	<ul style="list-style-type: none"> ・警報（大雨・洪水）が発表された場合 ・またはそれに準ずる場合 ・その他必要と認めた場合
2	杉並会館	①	
3	杉並第二小学校	②	<ul style="list-style-type: none"> ・①の状況により、さらに警戒が必要な場合 ・その他必要と認めた場合
4	和田小学校	②	
5	大宮中学校	②③	
6	久我山会館	③	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・またはそれに準ずる場合 ・その他必要と認めた場合
7	高井戸東小学校	③	
8	方南小学校	③	
9	杉並第一小学校	④	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報が発表された場合 ・記録的短時間大雨情報が発表され、かつ被害拡大が見込まれる場合 ・またはそれに準ずる場合 ・その他必要と認めた場合
10	杉並第三小学校	④	
11	東田小学校	④	
12	桃井第三小学校	④	
13	四宮小学校	④	
14	荻窪小学校	④	
15	高井戸小学校	④	
16	堀之内小学校	④	
17	永福小学校	④	
18	阿佐ヶ谷中学校	④	
19	中瀬中学校	④	
20	荻窪中学校	④	
21	松ノ木中学校	④	
22	泉南中学校	④	
※	他の区立施設・小中学校 （震災時の救援所及び 第二次救援所の活用）	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに多数の避難者発生が想定される場合 ・その他必要と認めた場合
計	22カ所		

※避難所見直しの全体配置図は資料2別紙3のとおり。

3 その他

(1) 運用開始時期

地域防災計画（風水害編）を修正し、平成31年4月1日から運用を開始する。

(2) その他

避難所運営の職員体制については、水防出動配備態勢・水防非常配備態勢で対応する。